平成２７年度法調会報告書

日　時　　平成２７年１１月２４日（火）１５時３０分～１７時１５分
会　場　　津合同庁舎　３階大会議室
出席者(敬称略)
【津地方法務局】※以下、「法務局」と略記

局長	加藤	武志
次長	松山	芳和
総務課長	宮本	典幸
首席登記官（不動産）	林	康雄
統括登記官	高橋	英雄
総括表示登記専門官	射場	俊夫
総務課長補佐	矢島	聖也
庶務係長	市岡	哲治（司会進行）

【三重県土地家屋調査士会】※以下、「調査士会」と略記

会長	神戸	照男
副会長	永井	哲也
副会長	川井	一浩
副会長	古尾	圭一
常任理事	山下	淳
常任理事	前田	寛治
常任理事	伊藤	友洋
常任理事	太田	哲也

１．挨拶

（１）法務局挨拶　　加藤武志局長

日頃、貴会におかれましては、不動産の表示登記制度につきまして、御理解御協力をいただき、誠にありがとうございます。

本年１０月に開催しました、「全国一斉法務局休日相談所」におきましても、貴会会員を派遣いただき、県民の方からの相談に応じていただきましたこと、厚く御礼申しあげます。

貴会が設立されました「境界問題相談センターみえ」、日調連の掲げる「境界紛争

ゼロ宣言」、また、空家対策問題への取り組み等に、大きな期待を寄せるとともに、連携協力をしていきたいと考えています。

さて、国家公務員が平成２７年度から人員１０％削減されることに伴い、法務局職員は１１２１名の削減が予定されています。

これにより当局でも、ますます合理化を進めていく必要が有り、本年８月からオンライン申請率が４０％を超えてきましたが、更なる簡素化のためにオンライン申請推進のご協力をお願いします。

不動産登記行政における貴会の協力は不可欠であり、本日のように、協議の場が設けられたことに大きな意義を感じると共に、忌憚のない意見交換を行いたいと思います。

今後とも、更なる協力関係を構築していきたいと考えています。

（２）調査士会挨拶　　神戸照男会長

日頃は、当会の会務運営にご理解ご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

全国一斉法務局休日相談所での相談が１２件あったとのことであり、当会としても少しでも県民の皆様のお役に立ちたいと思います。

さて、ＤＩＤ地区が制定されてから約１２年経過することに伴い、当会のＤＩＤ地区取扱要領について、射場総括表示登記専門官に講師を担当いただいたこと、厚くお礼を申し上げます。

来年３月には、愛知県で筆界特定制度１０周年を記念した講演会を行う予定でありまして、様々な取り組みを通じて国民の皆様の信頼に応えて参りたいと思います。

また、貴局との連携を深め、更なる登記業務の適正な運用に資する所存であります。

本日は誠にありがとうございます。

（３）自己紹介　出席者自己紹介（内容省略）

２．法務局連絡事項　　林康雄首席登記官

・管内の登記申請は、平成２４年約２４万件、平成２５年約２３万件、平成２６年約１９万件であり、内、表示登記件数は、同年それぞれ１０万件強、１０万件弱、７万件弱と減少している。

表示登記件数減少の主な原因は地図訂正が関与しているものと考えられる。

・本年の筆界特定は、１１申請１７手続きであり、前年同時期と同じである。

・法１４条地図作製業務については、四日市で２年目作業中であり、１２月の縦覧期間へ向けて準備中である。
また、津管内でも１年目作業中である。

・登記申請添付の住民票には特定個人番号がマスキングされていても原本と認められない。登記用には個人番号を記載しないものでの運用をお願いしたい。

・登記供託オンライン申請システムの次期システムの運用開始については周知されていると思うが、情報が有れば、法務局からも貴会へ情報提供をするので会員への周知をお願いしたい。

３．法務局要望事項

（１）不動産登記規則９３条調査報告書の改定について
改定された不動産登記規則９３条調査報告書の運用開始日は、来年３月１４日とされたことにより、本月末から取扱いについての打ち合わせを行いたい。
同報告書の円滑な運用開始のため、建設的な議論をお願いしたい。

（２）各種取扱いの改正についての周知について
不動産登記令等の一部改正に伴い取扱いが変更となった会社法人等番号について、提出された一部の申請書等に不適切な記載がされているものが散見された。本年度末には、１における調査報告書の改定に伴う運用が開始されますので、その取扱いについて、会員への周知徹底をお願いしたい。

調査士会：当会から会員に周知しているが、不適切な記載をした会員への指導は
行っているのか。
法 務 局：個別に指導している。最近では周知されてきている。

（３）オンライン申請の利用促進について

　オンライン申請によれば、申請書提出後の進捗について、即座に把握することができるので、一層の利用促進をお願いしたい。

調査士会：オンライン申請であれば実地調査が省略できる運用はあるのか。

法 務 局：現段階では特にないが、実務打ち合わせで協議する。

５．協議事項（調査士会提出）

（１）統廃合について

熊野支局と尾鷲出張所の統廃合は現在どのような状況であるか。

法 務 局：現在、熊野市他関係自治体と折衝しているが、現時点でお知らせできる状況ではない。

調査士会：中止ということはないのか。

法 務 局：継続中である。自治体の反対等も予想される中で、折衝中であるとしか申し上げる情報はない。

（２）職印台紙の情報提供について

当会職印台紙規則により、書面申請の場合は職印台紙の添付を義務づけているが、添付をしていない会員がいると推測される状況である。

そこで、調査頂く時に添付の有無も調査していただき、添付が無い会員についての情報を提供いただくことは可能か。

法 務 局：不動産登記法上の審査対象外であり、要望に添うことはできない。

（３）93 条調査報告書改定について

津地方法務局管内での標記の取り扱いについて、適宜、協議・確認をお願いしたい。

また、会員への説明会での講師もお願いしたい。

法 務 局：１１月２７日に事務担当者での打ち合わせを予定している。同報告書の運用開始予定が３月１４日となっているため、周知期間も考慮し、取扱いについて早急に合意したい。
周知について、登記所は１月中、調査士会及び官公庁には遅くとも２月中に説明を行うこととしており、調査士会への説明は、同会が実施する研修会等において行う予定である。

調査士会：日調連の研修は、２月中旬からの予定で日程未定の状況である。また、日調連ではソフトの開発中であり、完成時期が未定の状況である。

法 務 局：研修会前に会員への周知や会員の意見を集約していただきたい。情報なく講義した場合の会員の反応が危惧される。

調査士会：運用についての暫定期間の情報はあるか。

法 務 局：情報はない。

（４）要実地調査の場合の登記完了日について

要実地調査の場合の登記完了日が、かなりの日数を要しているように思われる。

受付事件数、事件内容によって差異はあろうが、土地家屋調査士から調査報告書を提出していることに鑑み、早い事件処理をお願いしたい。

法 務 局：迅速処理について努力する。
昨年度から実地調査完了予定日のホームページ掲載を行っているが、完了予定日と実際の完了日が大きく相違する事例や遅れる場合の連絡について実情をお尋ねしたい。
また、オンライン申請により個別案件の進捗が把握できるので、一層の利用をお願いしたい。

（５）その他

建築確認済証の原本提出省略について

工事完了引渡証明書と併用して提出する建築確認済証について、現在、津地方法務局管内において四日市支局等一部局で原本提出は省略いただいているが、管内すべてにおいて省略いただくことは可能か。

（検査済証と併用の場合は原本提出をする。）

法 務 局：申請書に工事完了引渡証明書が添付されている場合、建築確認済証の一部

（平面図・立面図・構造・屋根材の表示等）が記載された部分について、建築確認済証のコピーが添付されているときには、当該確認済証の原本提示は省略しても差し支えない取扱いとなっている。

ただし、コピーする部分が申請代理人により相違がある場合があることから、調査時に該当箇所の補完や原本提示をお願いすることがある。

（全庁省略により処理している旨、確認済）

地番と相違する家屋番号の解消について

平成２４年度法調事務打合せ会で事業として行っていないと聞いているが、現在の状況はどうであるか。

また、表題登記（新築）申請時の調査で同一地番に存在しない建物登記が残っていることが判明した場合、本来滅失登記が前提であるが、表題登記を処理してもらうことは可能であるか。

法 務 局：前段　コンピューター移行の当初には解消作業を行っていたが、現在は実施していない。

後段　取り壊された建物の登記があるからといって、表題登記を処理しないことはない。しかし、不動産登記法上の登記期間からも、滅失登記を行うことが原則であり、滅失について、登記名義人等への説明をお願いする。仮に質問の申請がされた場合には、新設表題登記の家屋番号に枝番等を付与する処理になる。

調査士会：既存建物の家屋番号を職権で変更できるか。

法 務 局：できない場合も十分予想される。

プラス表示地番の地目変更について

所有者が相違するプラス表示地番の地目変更登記の可否について担当登記官により判断が分かれるケースがあるが、基準はあるか。

法 務 局：原則は地図訂正によるプラス表示の解消後、地目変更を行う。

ただし、プラス表示地番全筆が同一地目となる場合等、個別事案により対応する場合もある。

なお、対象地番が農地の場合、農地法との整合性にも問題があると考える（農業委員会が許可するか否か）。

その他

法 務 局：空家対策問題では、登記情報の提供であるとか、協議会に参加する等、法務局も自治体にでき得る協力をする。すでに法務局では空き家対策相談窓口を設置する等対応を行っているが、法務局として何ができ得るか等の情報提供をお願いしたい。

調査士会：三重県下での調査を行っているが、市町の動きが遅いと感じる。何かあれば情報提供や協力をする。

法 務 局：協議会へは調査士が専門家として参加しなければ解決しないと思われる。次年度から国交省の予算が付く予定なので、今後急激に動き出すものと思われる。お互いに情報提供や協力をして事業推進に協力していきたい。

法 務 局：筆会特定調査委員の任期が来年２月で任期が切れるので、次期委員推薦をお願いしたい。

筆界特定の事例も蓄積されてきたので、法務局から各支部を回って講義をすることも考えている。その際には協力をお願いしたい。

調査士会：協力をするし、是非お願いしたい。

調査士会：ここ数年前或は１０年前との比較で感じることは、境界立会に関して隣接所有者関係で困難を伴うことが増えてきている事である。

対して法１４条作業では、法務局からの立会依頼に所有者が積極的に応じていただけている。

そこで、境界立会に協力をする啓発ポスターを調査士会が作成したときに、法務局の名前を掲載するなど協力をお願いしていきたい。

法 務 局：法務局のポスターには、調査士会や公嘱との連名のものもある。

また、広島では司法書士会と法務局が合同で相談会をされたことがある。

協力的に創意工夫を行い、登記行政や境界問題に資するべく取り組んでいきたい。